

平成12年11月30日道路審議会

「都市高速道路の料金体系のあり方等についての答申」（抄）

3. ETCの普及促進策について

(1) ETCの意義・効果

（略）

(2) 普及促進を進めるに当たっての基本的考え方

具体的には、有料道路の利用台数ベースでみた利用率の早期向上が重要であり、当面、高速自動車国道の料金所渋滞が概ね解消される利用率50%の早期達成を図ることが必要である。

さらに都市高速道路（首都高速道路・阪神高速道路）については、後述するETCを活用した新たな料金体系をより効果的に実施するためにも、ETC対応車と非対応車が混在している状況を早急に解消することが望ましいことから、概ね5年後を目途にETCに限定した利用とすることを目指すことが重要である。また、その他の有料道路についてもできるだけ早期のETC限定化を目指すことが望ましい。

（以下 略）

(3) 普及促進策の展開方策

普及促進策の実施に当たっては、利用者がETCに関して支払うコストをはじめ、ETCシステム全体の公正・透明性の確保を図りつつ、利用者のETCの選択や民間事業者の企業努力を支援・誘導することを基本とし、本格運用が開始され全国展開がほぼ完了するまでの導入段階及びその後の普及段階において、各段階におけるETCの整備状況や車載器価格をはじめ予想される市場環境等を踏まえつつ、各施策について早急に具体化を図り効果的に展開していく必要がある。

また個々の施策については、ETC普及促進の緊急性に鑑み、可能なものはできる限り前倒して実施するよう努めるとともに、その他普及促進に資するような方策についても、引き続き幅広く検討することが望ましい。

導入段階における施策

導入段階においては、ETC利用のインセンティブを与えるため、主に一般の利用者を対象として、後述する前納システムの導入時期を見極めつつ、採算に与える影響も踏まえ、実施期間を限定した上で、一定の上限額を設定する等による特例の割引を行う必要がある。

また、現在のETCについては、クレジットカード等を活用した後納システムを採用しているが、それに加え利用者の利便性を一層高めるため、前納システムの早期導入を図るとともに、ETC利用によるサービス水準の向上や現在の前納型割引とのバランスを考慮しつつ、ETCにおける前納型割引の実施について検討する必要がある。

(中略)

また、個々の利用者にとってETCのメリットが実感しにくいことが予想される段階であることから、ETC専用レーンの拡大を図る等、できる限りETCのサービス水準の向上を図るとともに、ETCの意義・効果について、国民・利用者に対する周知に努め、例えば利用の一層の喚起に資するような愛称を設けることを検討する等、様々な取組みを行っていくことが必要である。

(以下 略)

普及段階における施策

導入段階で講じた施策や民間における取り組みにより、ETCの普及率は相当程度高まっていることが期待されるものの、相対的に有利な現行割引制度の利用者をはじめ一部の利用者は、なおETCに転換しないことも予想されることから、ETCの前納型割引により、ハイウェイカード、回数券の機能をETCに集約することが可能となること等も踏まえつつ、現行割引制度について、負担の公平の観点も考慮し、割引率を含めその見直しの検討を行うことが望ましい。

(以下 略)